

令和4年第1回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------------------|----------------|---|---|---|-----------------|-------|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 開催日時 | 令和4年1月17日(月) | | | | 午前8時54分～午前9時42分 | | | | | | | |
| 2 | 開催場所 | 黒石市産業会館4階 大会議室 | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出席委員 | (13人) | | | | | | | | | | | |
| | 会 長 | 11番 | 木 | 立 | 康 | 行 | | | | | | | |
| | 会長職務代理者 | 10番 | 佐 | 藤 | 孝 | 文 | | | | | | | |
| | 委 員 | 1番 | 佐 | 藤 | 陽 | 介 | 2番 | 今 | 隆 俊 | | | | |
| | | 3番 | 石 | 澤 | 孝 | 知 | 4番 | 長 | 内 康 之 | | | | |
| | | 5番 | 木 | 村 | | 功 | 6番 | 高 | 橋 英 子 | | | | |
| | | 7番 | 工 | 藤 | 勝 | 彦 | 8番 | 大 | 平 成 年 | | | | |
| | | 9番 | 工 | 藤 | 元 | 伸 | 12番 | 佐 | 藤 国 雄 | | | | |
| | | 13番 | 佐 | 山 | 秀 | 夫 | | | | | | | |
| 4 | 欠席委員 | (0人) | | | | | | | | | | | |
| 5 | 出席農地利用最適化推進委員 | (6人) | | | | | | | | | | | |
| | ・浅瀬石・迫子野木地区 | 佐 | 藤 | | 仁 | | ・黒石地区 | 高 | 木 一 弥 | | | | |
| | ・沖揚平・厚目内地区 | 森 | 山 | 栄 | 治 | | ・山形地区 | 山 | 口 貴 佳 | | | | |
| | ・六郷地区 | 加 | 藤 | 浩 | 揮 | | ・中野地区 | 櫻 | 庭 太 志 | | | | |
| 6 | 欠席農地利用最適化推進委員 | (0人) | | | | | | | | | | | |
| 7 | 議事参与の制限委員 | (3人) | | | | 1番 | 佐 | 藤 | 陽 介 | 4番 | 長 | 内 | 康 之 |
| | | | | | | 11番 | 木 | 立 | 康 行 | | | | |
| 8 | 付議案件 | | | | | | | | | | | | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について | | | | | | | | | | | | |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について | | | | | | | | | | | | |
| 報告第3号 | 農地の転用事実に関する照会について | | | | | | | | | | | | |
| 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について | | | | | | | | | | | | |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について | | | | | | | | | | | | |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について | | | | | | | | | | | | |
| 議案第4号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について | | | | | | | | | | | | |
| 協議事項第1号 | 農作業標準賃金について | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 事務局職員 | 事務局長 | 中 | | | 田 | 憲 | 人 | | | | | |
| | 事務局長補佐 | | 大 | | | 溝 | 恵 | 水 | | | | | |
| | 農政農地係長 | | 福 | | | 士 | 博 | 幸 | | | | | |
| | 主 査 | | 外 | | | 川 | 勝 | 彦 | | | | | |

中田事務局長	定刻前ではありますが、出席予定の委員が全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和4年第1回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、12番佐藤国雄委員、13番佐山秀夫委員をお願いします。 書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
大 溝 補 佐	報告第1号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年12月受理分は、相続が14件、総面積163,419㎡、田が43筆84,718㎡、平畑が14筆10,237㎡、樹園地が36筆68,464㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定に

	よる通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
大 溝 補 佐	報告第2号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号51番は、馬場尻南の田、2筆合計6,244㎡を、賃借人の都合により令和3年12月7日に合意解約したものです。 受付番号52番は、黒石字建石の田ほか、10筆合計25,160㎡を、賃借人の都合により令和3年12月9日に合意解約したものです。 受付番号53番は、牡丹平字出石田北の田、4,203㎡を、賃借人の都合により令和3年12月27日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	確認したいのですが、受付番号52番53番は、中間管理事業の解約になっております。賃借人の都合ということですが、途中で解約するのに中間管理機構の制約とかはないものですか。
福 士 係 長	制約は特にございません。賃借人の都合で解約するとなれば、次の賃借人を、農地中間管理機構で探すことになります。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」を事務局から報告お願いします。
福 士 係 長	報告第3号は、青森地方法務局弘前支局から別紙土地の地目変更登記について照会があったので、現地調査等の結果に基づき、別紙のとおり報告するものです。 別紙7ページで説明します。 受付番号3番の土地表示は、沖浦字大坂陰、地目は畑、面積は676㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 都市計画法関係は用途地域外、農振法関係は農用地区域外、現況地目は非農地、転用許可等の有無とその内容については、昭和62年6月22日付けで転用許可を受けたものであり、法務局へ令和3年12月17日付けで報告をしております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。

	たら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第1号につきましては、1番佐藤陽介委員が審議対象になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐藤陽介委員退席) それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
大溝補佐	議案第1号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が1件、所有権移転が7件です。 別紙で説明いたします。 9ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号10番は、追子野木二丁目の田ほか、8筆合計10,285㎡を、経営移譲のため父から子へ使用貸借するものです。 受付番号11番は、大川原字鳥沢の田ほか、41筆合計52,774㎡を経営移譲のため父から子へ使用貸借するものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号15番は、馬場尻南の田、2筆合計6,244㎡を経営規模拡大のため賃貸借するものです。譲受人は認定農業者ですが、譲渡人が農地法第3条の法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となっています。 (3) 所有権移転です。 受付番号35番は、田中の田、2,964㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号36番は、東野添字長坂道北の樹園地、606㎡を贈与により取得するものです。 受付番号37番は、石名坂字村ヨリ西の田、136㎡を贈与により取得するものです。 受付番号38番は、石名坂字五輪平の樹園地ほか、5筆合計4,595㎡を贈与により取得するものです。 受付番号39番、40番は後継者への贈与の申請です。 受付番号39番は、牡丹平字福民出石田間の樹園地ほか、4筆合計3,402㎡を贈与により取得するものです。 受付番号40番は、牡丹平字鱈頭の樹園地ほか、3筆合計6,451㎡を贈与により取得するものです。譲受人は新規就農4年目で、経営開始型の農業次

	世代人材投資資金を受給しており、親元就農では、５年以内に農業経営を継承しなければならないことから、今回申請に至りました。 受付番号４１番は、黒石字浄光寺の田、１２㎡を贈与により取得するものです。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った１３番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回申請があった農地について、去る１月７日、佐藤孝文委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (１) 使用貸借権設定です。 受付番号１０番は、経営移譲のための申請です。父から子への貸借です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号１１番は、経営移譲のための申請です。父から子への貸借です。現況は田、平畑で、権利取得後は水稻、やさいの栽培が行われます。 (２) 賃借権設定です。 受付番号１５番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (３) 所有権移転です。 受付番号３５番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号３６番は、贈与のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。譲受人は申請地周辺で営農しており、譲渡人が高齢となり、耕作できないことを相談したところ、無償であれば耕作してもいいとのことで、今回の申請に至りました。 受付番号３７番は、贈与のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。父が高齢であることから、少しずつ農地の名義を変更していくつもりでいるとのことで、今回は１筆のみの申請となっております。 受付番号３８番は、贈与のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。母が高齢であることから、農地の名義を変更するとのことで申請に至りました。 受付番号３９番、４０番は贈与のための申請です。現況は樹園地、平畑で権利取得後はりんご、カシスの栽培が行われます。譲受人は親元就農しており、親から経営を継承するため農地を取得するものです。 受付番号４１番は、贈与のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、そこで譲

		受人が耕作している農地の一部であることを知ったそうです。申請地は狭小地でもあり、譲渡人は高齢で営農していくことも困難であるため、申請地を耕作している譲受人へ贈与することとなりました。譲受人は、申請地を取得することで農地の一帯利用をしていくことになります。 今回申請があった10件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。 (佐藤陽介委員指定席に着く) 次の議案第2号につきましては、4番長内康之委員が代理人となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (長内康之委員退席) それでは議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第2号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙17ページで説明いたします。 受付番号15番は、申請人は記載のとおりです。土地表示は、緑町三丁目、登記地目は畑、現況地目は畑、となっております。 面積は476㎡であり、宅地分譲用地として取得し、利用したいとのことです。 申請地は、都市計画法の用途地域に指定されており、農地区分は第3種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。
議	長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、13番佐山秀夫委員に報告をお願いします。

佐山秀夫委員	今回、5条申請があった土地について、去る1月7日、佐藤孝文委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号15番は、宅地分譲用地として利用するための申請です。 場所は、市立黒石小学校から南南東へ約500mに位置しており、周辺は宅地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、土地所有者から土地の処分についての相談を受け、立地を検討したところ、申請地周辺は宅地化が進んでおり、学校、鉄道の駅、大型スーパー等もあり、住宅需要が十分に見込める地域であるため選定したとのことでした。 申請地の周辺は宅地に囲まれていることから、農地への被害はありません。なお、雨水は周辺の側溝へ放流し、生活雑排水は既存下水道へ放流するとのことでした。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。 (長内康之委員指定席に着く) 次の議案第3号につきましては、私が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたしますので、議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長退席)
議 長 (職務代理者)	議案第3号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査	議案第3号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい

旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

今回の申請は、賃借権設定が12件、所有権移転が2件です。

別紙19ページから説明いたします。

(1) 賃借権設定です。

受付番号117番は、竹鼻字北野田の田、5筆合計4,164㎡を5年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。

受付番号118番は、追子野木字長谷川の田、2筆合計6,251㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。

受付番号119番は、黒石字弥九郎の田、3筆合計4,566㎡を5年間10a当たり8,000円で、再設定するものです。

受付番号120番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、3筆合計4,252㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号121番は、末広の田、4,102㎡を10年間10a当たり13,000円で、再設定するものです。

受付番号122番は、浅瀬石字扇田の畑、2,535㎡を5年間10a当たり11,800円で、再設定するものです。

受付番号123番は、中川字花岡の畑、3筆合計3,203.48㎡を5年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。

受付番号124番は、上十川字北原五番の田、1,956㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号125番は、沖浦字大巻前ほかの畑、3筆合計13,588㎡を3年間10a当たり2,200円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号126番から128番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。

受付番号126番は、馬場尻東の田、3,698㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。

受付番号127番は、青山の田、3,005㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。

受付番号128番は、馬場尻下の田、6,040㎡を10a当たり13,000円で10年間の設定です。

(2) 所有権移転です。

受付番号47番は、豊岡字姥懐の畑、2,955㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号48番は、竹鼻字山平の樹園地、3,500㎡を農地中間管理機構の特例事業 農地売買等事業を利用して、所有権移転するものです。

以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	受付番号１２２番の、基本構想水準到達者というのは、どういうことでしょうか。
外 川 主 査	基本構想水準到達者というのは、年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して、市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体、または、農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営計画を維持又は拡大している経営体のことをいいます。
佐藤国雄委員	経営面積が３０ａになっていますが、水準に達しているのですか。
福 士 係 長	申請者は、農業次世代人材投資資金を受給しておりまして、この補助金をもらうにあたっては、認定新規就農計画を出さなければならないことになっております。現在は、この計画の達成に向けて順調に進んでいるところで、基本構想水準到達者となっております。
中田事務局長	この方は、ハウスでミニトマトを栽培している農家になります。
佐藤国雄委員	それであれば、わかりました。
議 長 (職務代理者)	ほかに質問ございませんか。
長内康之委員	所有権移転の受付番号４８番は、農地中間管理機構が所有権を得た後に、転売するということですか。
外 川 主 査	農地中間管理機構では、経営規模を縮小、経営転換する方や、経営規模の拡大をめざす方、農地を集約し、生産性向上を図ろうとする方のため、税制の優遇措置など多くのメリットがある農地の売買事業を実施しています。 今回、売買の相談を受けた際、農地の所有者が経営移譲年金を受給しており、適格な第三者へ処分しないと経営移譲年金が支給停止になるのですが、購入する方が適格な第三者には該当しておりませんでした。そのためこの事業を活用して、まず農地中間管理機構に売買し、その後、購入する方に転売する予定としております。農地中間管理機構は、担い手として位置付けられており、適格な第三者に該当します。
佐藤国雄委員	そうすると、中間管理機構を通ただけであって、その後は別の方へ売るということですか。
外 川 主 査	今月、中間管理機構への売買の申請をし、中間管理機構へ所有権移転してから、中間から買受人へ売り渡すことになります。
佐藤国雄委員	一時貸付後に売るのではなくて、すぐに売買となるわけですね。

外 川 主 査	平成31年から一時貸付はなくなって、即売事業だけになりました。
佐山秀夫委員	中間管理機構は、原則農地は買わないことになっているのではないですか。
福 士 係 長	この事業は特例事業となっておりまして、中間管理機構が買った後、すぐに転売するという形になります。さきほどの説明にもありましたが、中間管理機構に売ること、経営移譲年金が支給停止にならなかったり、嘱託登記や税制面でメリットがあります。
議 長 (職務代理者)	ほかに何か質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長 (職務代理者)	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。それでは審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長議長席に着く)
議 長	佐藤職務代理者、ありがとうございました。 次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第4号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、黒石市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 25ページをご覧ください。 受付番号7番は、変更区分、農振農用地区域からの除外です。農地の所在は角田、登記地目は田、現況は平畑であり、変更面積は、6,396㎡のうち142㎡で、住宅建築用地として利用するため、農用地から除外するものです。 申請地の周辺は、黒石東小学校等の公共施設の整備状況及び水管、ガス管の埋設された道路の整備状況があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。農振除外後も、転用することに問題ないものと思われます。 受付番号8番は、変更区分、農振農用地への編入です。農地の所在は牡丹平字福民北、登記地目は畑、現況は樹園地であり、編入する面積は1,356㎡です。 申請地は、農村集落周辺にある農地で用途外区域となっております。果樹経

	営対策支援事業の活用のための申請であり、その他の法律においても区域指定されていないため、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、現地調査を行った委員から報告があります。以上です。
議 長	それでは、申請地の現地調査を行った、13番佐山秀夫委員に報告をお願いします。
佐山秀夫委員	今回、農振農用地区域からの除外及び農用地への編入の申請があった土地について、去る1月7日 佐藤孝文委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号7番は住宅建築用地として利用するために、農振農用地区域から除外するものであります。 26ページ、図面番号7に示しておりますが、〇〇株式会社から南側約70mに位置しております。 申請地の現況は畑で、周辺の状況は、東側及び北側は宅地、西側は雑種地、南側は畑であり、宅地化が進んできている地域であります。 申請地の位置から判断して、農振農用地区域から除外後は、転用見込みがあるため、農振除外することに問題ないものと考えられます。 受付番号8番は、りんご畑の品種更新のため、事業を活用するために、農振農用地区域へ編入するものです。 27ページ、図面番号8に示しておりますが、〇〇会館の西側約250mに位置しております。 申請地の現況は、りんご畑で、周辺の状況は、東側及び西側は畑、北側及び南側は宅地です。 申請者の居宅に隣接するりんご畑であり、事業を活用して、優良品種への更新ということですので、農振農用地区域に編入することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 引き続き、協議事項に入ります。 協議事項第1号「農作業標準賃金について」を協議します。

	事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査	協議事項第1号、農作業標準賃金について説明いたします。 農業委員会では、毎年、農作業員を雇用する場合や、作業受委託を依頼する場合、目安としてもらうため、農作業標準賃金表を作成しております。 別紙の29ページ、令和4年農作業標準賃金表(案)をご覧ください。 労賃にあたる項目においては、令和3年10月に、青森県最低賃金が時間額793円から822円へ改定されたため、その額を参考としております。 機械作業料金から以降においては、表の右側にあたる近隣市町村の賃料を参考にしたほか、農業委員のみなさま及び農地所有適格法人から聞き取りしたものを参考にして算定しております。 表の右側の、令和3年の黒石市の標準賃金表から変更した箇所のみ説明いたします。 令和4年の表の労賃、水田及び果樹畑作の作業全般のところであります。 金額を、6,400円から6,600円へ変更いたしました。 ご協議よろしくお願いします。 以上です。
議 長	ただいまの協議について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本協議事項については、以上のとおりで決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、協議事項第1号は、協議して決定した内容のとおりといたします。 以上で、令和4年第1回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時42分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和4年1月17日

議

長

木立康行



議事録署名者

佐藤国雄



議事録署名者

石山秀夫

